

産業連関幹事会
基本計画・SNA 課題対応ワーキング・グループ（第 19 回）
議事概要

1 日 時 平成 24 年 7 月 26 日（木）16：00～16：53

2 場 所 経済産業省別館 825 会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所）、金融庁、総務省（統計局）、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行
【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議 題

(1) 平成 23 年表における消費税の取扱いについて
～「経済センサス-活動調査」個票データの消費税加算処理方法①～

5 議事概要

(1) 平成 23 年表における消費税の取扱いについて
～「経済センサス-活動調査」個票データの消費税加算処理方法①～
事務局から、資料 1 に基づき、平成 23 年表における消費税の取扱いについての検討事項のうち、「経済センサス-活動調査」組替集計における税抜き個票データの消費税加算処理方法について、その基本的な考え方と今後のスケジュール等について説明が行われた。
説明の大意は以下のとおり。

- ① 個票データを「消費税抜き」及び「消費税込み」に区分し、「消費税抜き」の調査票については、消費税の加算処理を行った上で、「消費税込み」の個票データと一緒に、組替集計を行う。
- ② 組替集計本体とは別に、「消費税抜き」の個票データと、上記①で消費税の加算処理を行った「消費税込み」の個票データについて、それぞれ組替集計を行い、消費税の加算処理による影響を把握する。
- ③ 消費税の加算処理については、以下の 3 つの要素について、マトリックスの形で、処理の有無を整理する。
 - (1) 調査対象企業（課税事業者、免税事業者、簡易課税制度の採用の有無の別）
 - (2) 調査項目（課税取引、非課税取引）
 - (3) 調査品目コード（課税取引、非課税取引）

主な意見等は、次のとおり。

- 売上に関する消費税額を推計する際に、売上総額から輸出取引等の免税売上金額を控除した上で、税率を乗じることとされているが、「経済センサス-活動調査」において把握する「直接輸出額の割合」は、あくまで売上（収入）金額全体に占める割合を書かせるようになっており、品目ごとの輸出割合は分からない。例えば、自動車とバイクを製造している企業から輸出割合が 50%という回答がなされた場合、実際には、自動車のみが輸出され、バイクは国内のみで販売されていたとしても、50%という直接輸出割合を一律に適用することにより、輸出されてい

ないバイクについても輸出の金額が発生してしまい、税額計算が実態を適切に表さない可能性がある。そこで、消費税の加算処理については、一度、全ての商品・サービスに消費税の加算処理を行って、調整項で調整するという方法を取る方が分かりやすいのではないかと。

- 加算処理を行うそもそもの目的は、ひとつには税抜き調査票を税込みに統一してCTを推計することである。もう一つは、売上に係る消費税から仕入に係る消費税を差し引いて、納税額を求めて、財務省提供データとの比較を行うことであると考えているが、資料を見る限りでは、税抜きの調査票の検証作業のみを行うように見える。検証作業は組替集計全体について行うべきではないかと。

また、本社一括調査を行っている企業については、企業調査票のデータのほか、傘下の事業所調査票のデータが存在するが、企業調査票で把握した費用をどのように調査品目別に振り分けるのかが課題である。

→ 検証作業については、税抜き調査票のみならず、組替集計全体の検証も行うような方向にしていきたい。また、企業調査票のデータの振り分けについては、現在、部内で検討を行っているところだが、従業員数や品目別の生産額で按分するなど、何らかの仮定を置いて推計せざるを得ないのではないかと考えている。

- 加算処理の方法については、初めての試みであり、なるべく早目に有識者に相談して意見を聞くべきである。また、国内生産額と経済センサス-活動調査の調査結果との間に差分が生じることとなるので、加算処理の影響については、対外的に説明せざるを得ないのではないかと思う。

→ 経済センサス-活動調査との差分は、消費税の加算処理の影響のほかにも、組替集計における按分処理や副業の推計などの影響も考えられ、加算処理の影響だけではないと思われる。

以上

産業連関幹事会
基本計画・SNA 課題対応ワーキング・グループ（第20回）
議事概要

1 日 時 平成24年8月7日（火）15：15～16：50

2 場 所 経済産業省別館 1020 会議室

3 出席者

【各府省庁等】内閣府（経済社会総合研究所）、金融庁、総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行

【事務局】総務省（政策統括官室）

4 議 題

- (1) 公的部門格付け（第8回産業連関技術会議における指摘事項及び今後の対応）
- (2) 平成23年表における消費税の取扱いについて
～「経済センサス-活動調査」個票データの消費税加算処理方法②～
- (3) 資本減耗引当の推計方法等について

5 議事概要

- (1) 公的部門格付け（第8回産業連関技術会議における指摘事項及び今後の対応）

事務局から、資料1に基づき、公的部門の格付けに関して、第8回産業連関技術会議における指摘事項に対する今後の対応について説明が行われた。事務局が示した対応方針及び各府省庁への照会事項については、8月20日（月）までに事務局に連絡することとなった。

主な意見等は、次のとおり。

- 空港整備勘定について、売上高比率の算定に当たって、施設投資を費用に計上するのはおかしいとの指摘があったが、その趣旨を改めて委員に確認する予定はあるか。
 - SNA や企業会計では、通常、施設整備に係る経費は資本形成に計上され、費用に計上されるのは減価償却分だけであるため、施設整備費をそのまま費用に計上して売上高比率を計算するのはおかしいのではないかという指摘であると理解している。
 - 08SNA における費用とは、中間消費、雇用者報酬、固定資本減耗及び間接税であり、投資は費用とは扱っておらず、委員からの指摘はこれを踏まえたものと思われる。
 - 施設投資の増加ではなく、業務の繁忙により諸々のコストがかかり費用が増大したという説明にした方がよいのではないか。
- 政府研究機関の産出額の取扱いに関して、08SNA では、R&D（研究開発）の資本化が提唱されている。事実関係について未確認の部分もあるものの、国立大学の研究開発は固定資本形成に計上されるが、それを企業がR&D投資のために購入した場合は、中間消費になると思われる。
- 年の途中で改編があった場合の推計方法について、事務局から検討するよう依頼があったが、現時点でどこまで検討し、報告すべきか。
 - 実際の推計作業は現段階では困難であると認識しており、今回の検討は、考え方の整理を行うものと認識していただきたい。

(2) 平成 23 年表における消費税の取扱いについて

～「経済センサス-活動調査」個票データの消費税加算処理方法②～

前回 WG において事務局から説明を行った、「経済センサス-活動調査」個票データの消費税加算処理方法の基本的な考え方に対する内閣府及び農林水産省の意見が別紙 1 及び別紙 2 に基づき紹介された。また、事務局から、別紙 3 に基づき、両府省からの意見についての補足説明が行われた。

内閣府の意見を踏まえて、事務局から、①売上（収入）金額 1,000 万円以下の事業者であって、税抜きで記入してきた調査票については、当該事業者が課税事業者であるとみなし、通常の課税事業者と同様、課税売上高及び課税仕入高にそれぞれ加算処理を行うことが、最も合理的と考えられること、②売上（収入）金額 1,000 万円超 5,000 万円以下の事業者に含まれる簡易課税事業者の取扱いについては、簡易課税を適用している事業者に関する十分なデータがないことから、当初の事務局案のとおり、一般的な課税事業者と同様の加算処理を行うことが提案された。

また、売上に係る消費税額算出に当たっての、直接輸出割合の取扱い及び調整項の算定方法については、事務局から、別紙 3-5 に基づき、事務局案及び農林水産省案のメリット・デメリットが説明された。

各府省庁は、本日の内閣府、農林水産省及び事務局からの説明について意見がある場合は、8 月 20 日（月）までに事務局に連絡することとなった。

また、前回 WG において事務局から説明を行った「経済センサス-活動調査」個票データの消費税加算処理方法の基本的な考え方に関するペーパーについては、別紙 4 のとおり、一部修正が加えられ、当面は、この考え方に沿って、議論を進めていくことが確認された。

主な意見等は、次のとおり。

- 直接輸出割合及び調整項の取扱いに関する説明の際に、「一次統計に問題があるので、算出方法を見直す」との説明は適切でないとする。様々な問題があるかもしれないが、加工統計のメーカーとしては、基本的に、一次統計を信用して使用せざるを得ないのではないのか。直接輸出割合及び間接輸出割合の算出については、指摘のとおり、推計方法に課題があることは確かであるが、データの整備状況からやむを得ない部分もあると考える。
→ 仮に技術会議等で本件について説明を行う場合は留意したい。

(3) 資本減耗引当の推計方法等について

内閣府から、資料 3 に基づき、「資本減耗引当」の推計方法及びデータ提供の依頼について説明が行われた。

資本減耗引当については、第 4 回 WG（平成 23 年 9 月 22 日）において、時価評価の導入について了承され、その後、内閣府において推計手順等について検討が行われた。

本日の説明では、①基本的な推計方法は、SNA の平成 23 年確報推計における経済活動別固定資本減耗額（産業大分類、製造業は中分類）を I0 の概念に調整した後、I0 列部門別に分割して、平成 23 年 I0 表の「資本減耗引当」を推計すること、②経済センサス-活動調査のデータを用いることなく推計する部門については、SNA との調整や部門分割に利用するため、各省庁の列部門推計値（国内生産額、資本減耗引当額）について、平成 25 年 12 月頃以降、順次提出していただきたいこと、③また、経済センサス活動調査の組替データ（売上高、減価償却費等）についても、平成 26 年 3 月を目途としつつ速やかに提供していただきたいことが要請された。

主な意見等は、次のとおり。

- 各省庁から提供するデータは、具体的にどのようなものを想定しているのか。

- 各部門に分割する際に使用することを想定しており、基本的には生産額データが必要となる。また、各部門の資本減耗引当についての信頼性の高いデータがあれば提供してほしい。
- 要望の趣旨は理解したが、資本減耗引当の金額を列部門で精緻に推計できる部門は少ないのではないかと思う。また、資本減耗引当については、時価ベースのデータはないのではないか。従来の手価ベースのデータも参考にすべきではないか。
- これについては、今後、意見交換をさせていただければと思う。
- SNAの経済活動分類からIOの部門分類に変換するには、本来ならばV表のような変換のためのデータが必要となるが、そこまで提供するのは難しい。提供するデータはあくまでIOのアクティビティベースの生産額と理解してよいか。
- 列部門別の生産額の推計結果ができ次第、五月雨でもいいので提供して欲しい。

以上